

議 案 第 5 9 号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年 9 月 22 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「職員の育児休業等に関する条例」および「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の改正に伴い、「育児部分休業」及び「子育て部分休暇」の日単位での取得が可能となることから、規定整備を行う。

令和7年9月22日
学 校 職 員 課

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
および幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

1 改正対象

- (1) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則
- (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

2 改正概要

区議会第2回定例会において「職員の育児休業等に関する条例」および「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」が改正されたため、令和7年10月より、子育てに関する休暇制度の拡充が行われる。これにより「育児部分休業」と「子育て部分休暇」に関して、従来の時間単位での取得に加え、1年につき10日相当の範囲内での取得も可能となるため、期末・勤勉手当計算にかかる欠勤等日数算定の取り扱いについて、規則の内容整理を行う。

現行	改正後
1日につき2時間を超えない範囲内で請求	次のいずれかを請求 ① 1日につき2時間を超えない範囲内で請求 ② 1年度につき10日相当の範囲内で請求 (1日単位の取得も可)

3 改正詳細（欠勤等日数算定の取り扱いについて）

- (1) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則

第5条関係

・第1項

「育児部分休業」及び「子育て部分休暇」が日単位での取得についても可能になることに伴い、第12号、第13号にそれぞれを加える改正

・第5項 第1項の改正に伴う文言整理

- (2) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則

第5条関係

・第1項、第5項 上記期末手当に関する規則と同様

・第6項、第7項

第5項の適用の要否に係る30日要件について、第6項では日単位及び時間単位で取得できる休暇・休業、第7項では時間単位のみで取得できる休暇・休業の取扱いを規定しており、本改正により「育児部分休業」及び「子育て部分休暇」の規定を第6項に加え、第7項から削除する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成１２年３月世田谷区教育委員会規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項各号列記以外の部分中「及び第１１号」を「から第１３号まで」に改め、同項中第１３号を第１５号とし、第１２号を第１４号とし、第１１号の次に次の２号を加える。

(12) 育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）

をしている職員として在職した期間

(13) 勤務時間条例第１８条の３に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」

という。）により勤務しない期間

第５条第５項中「育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改め、「勤務時間条例第１８条の３に規定する」を削る。

附 則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号から第13号までに掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(11) (略) <u>(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間</u> <u>(13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間</u> <u>(14)・(15) (略)</u> 2～4 (略) 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たつ	(欠勤等日数) 第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第5項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第21号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで及び第6号から第9号までに掲げる期間にあつては2分の1日とし、第10号及び第11号に掲げる期間にあつては3分の1日とする。）未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。 (1)～(11) (略) <u>(12)・(13) (略)</u> 2～4 (略) 5 前3項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たつ

改正後	改正前
ては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、<u>育児部分休業</u>により勤務しない時間又は子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。 <u>附則</u> <u>この規則は、令和7年10月1日から施行する。</u>	ては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間、修学部分休業により勤務しない時間、高齢者部分休業により勤務しない時間、<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業</u>により勤務しない時間又は<u>勤務時間条例第18条の3に規定する</u>子育て部分休暇により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

7 特人委給第 350 号
令和 7 年 9 月 12 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 松原 忠義
(公印省略)

幼稚園教育職員に関する規則の一部改正
に伴う承認申請について（回答）

令和 7 年 9 月 9 日付 7 世教職第 476 号により承認申請のあった規則案について、承認します。